

## 社会福祉法人指導監査結果

1. 指導監査実施日時 平成28年1月7日(水)  
 2. 法人名称及び住所 社会福祉法人讃美会  
 鳥取市湖山町東4丁目51番地  
 3. 実地・書面の別 実地検査  
 4. 監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課  
 5. 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
I-1 定款変更との状況	貴法人の定款に記載のない老人居宅介護等事業が法人登記の目的に記載されている。登記簿の記載事項の変更の要否を検討し適切な対応を行うこと。	
I-3 理事会の状況 I-4 評議員会の状況	理事会及び評議員会の議事録は、出席者の発言内容等が分かるように具体的かつ正確に記載すること。	
I-4 評議員会の状況	前回の指摘事項にもあったが、評議員会への欠席が続く評議員が見られる。事務局は出席が可能なように日程調整を行い、それでも評議員会への欠席が続くようであれば、評議員会の改選について検討すること。	○
III-3 会計管理の状況	貴法人役員報酬支給規程第4条第2項の規定により役員の報酬については、「職務執行の対価として支払われる。」と規定されているが、支給対象に貴法人で給与、通勤手当で支給される職員にも日当、交通費が支給されている。二重に支給されていることとなるため整理すること。 また、役員に支給されている日当、交通費は現金で支給されているにもかかわらず現金出納帳に記載がされていない。整理すること。	